

(別記1 - 1)

新需要創造対策事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表第1 - 1の新需要創造対策事業(以下「本事業」という。)で実施する取組は、以下のとおりとする。

(1) 新需要創造フロンティア育成事業

ア 研究成果の網羅的な調査・分析や、事業化計画の策定により、有望な新食品・新素材の発掘を行うとともに、その事業化を支援する。

イ 公的試験研究機関(国、地方公共団体、独立行政法人、特別の法律に基づき設立された法人及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学をいう。)若しくは民間企業が開発した新品種・新技術(原則として、品種登録又は特許を出願中又は取得しているものをいう。以下同じ。)又は機能性を有する地域特産物を核とする新食品・新素材であって、産地化又は本格的な事業化・事業拡大に向けた技術の確立や体制整備を必要とするものについて、その画期的な利用方法に関する情報を民間企業、産地等の関係者に提供するとともに、これをもとに、当該試験研究機関、産地及び民間企業により構成される新需要創造協議会を育成し、その活動を支援する。

ウ 多様な食品に共通して含まれる抗酸化成分について、健康維持・改善効果を検証・数値化し、訴求力の高い表示方法を提案する。

(2) 成分保証・分別管理システム確立推進事業

新食品や新素材を安定的に供給する体制を確立するために必要な技術に係る実証及び指導、マニュアルの作成等を行うものとする。

(3) 成分保証・分別管理機械・施設整備事業

新食品や新素材の原料となる農畜産物の収穫、選別、調整又は加工に必要な機械又は施設を整備するものとする。

2 事業の成果目標

要綱第3の1の生産局長等が定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別表1に掲げるとおりとする。

ただし、本成果目標については、要綱別表第1 - 1の事業種類欄の2及び3に掲げる事業に限るものとする。

3 目標年度

(1) 要綱第3の1の生産局長等が別に定める目標年度は、事業開始年度から5年度目とする。

ただし、本目標年度については、要綱別表第1 - 1の事業種類欄の2及び3に掲げる事業に限るものとする。

(2)(1)の規定にかかわらず、次に掲げる事業に係る要綱第3の1の生産局長が別に定

める目標年度は、当該各号の定めるところによるものとする。

ア 果樹の改植又は高接を伴う事業にあっては、事業実施年度から8年度目

イ 茶の改植又は高接を伴う事業にあっては、事業実施年度から7年度目

ウ 家畜飼養施設の整備を行う事業にあっては、事業実施年度から6年以内

4 事業実施主体

(1) 要綱別表第1-1の事業種類欄の1の事業実施主体欄の民間団体とは、民間企業、一般財団法人、一般社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、許可法人、独立行政法人とする。

(2) 要綱別表第1-1の事業種類欄の2及び3の事業実施主体欄の1の新需要創造協議会は、新食品や新素材の事業化を目的として設立された団体であって、次に掲げる者により構成され、かつ、代表者の定めがあるものとする。

ただし、アに掲げる者が当該新食品・新素材の実用化・商品化に取り組もうとする場合にあっては、アに掲げる者を新需要創造協議会と見なすこととし、イに掲げる者の参画がなくとも差し支えないものとする。

ア 当該新食品・新素材の原料となる農畜産物を生産・供給する者であって、要綱別表第1-1の事業種類欄2及び3の事業実施主体欄の2の(1)~(7)に掲げる者

イ 当該新食品・新素材の実用化・商品化に取り組もうとする者

(3) 要綱別表第1-1の事業種類欄の2及び3の事業実施主体欄の2の(7)のその他生産局長が別に定める者は、農業者を構成員とする団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

(4) 要綱別表第1-1の事業種類欄の2及び3の事業実施主体欄の2の(8)の食品製造業者等は、機能性を有する農畜産物を活用して、食品(食品又は食品の原料若しくは材料として使用される農畜産物をいう)の製造、加工又は製造若しくは加工を行うとともに販売の事業を行う者をいう。

(5) 要綱別表第1-1の事業種類欄の2及び3の事業実施主体欄の2の(9)の民間事業者は、機能性を有する農畜産物を活用して、医薬品(医薬品又は医薬品の原料若しくは材料として使用される農畜産物をいう。)又は新素材(新素材又は新素材の原料若しくは材料として使用される農畜産物をいう。)の製造、加工又は製造若しくは加工を行うとともに販売の事業を行う者をいう。

5 事業の対象地域

(1) 成分保証・分別管理機械・施設整備事業(以下「整備事業」という。)の主たる受益地は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、要綱別表第1-1の事業種類欄の3の事業内容欄の9の施設及び10の共同利用機械(家畜ふん尿の処理利用機械に限る。)の整備に係る事業にあっては、この限りでない。

(2) 野菜、果樹又は花きを対象とする事業にあつては、市街化区域（生産緑地を含む。）内においても実施できるものとし、この場合の事業の内容については、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

(3) 要綱別表第1-1の事業種類欄の3の事業実施主体欄の(8)及び(9)が実施する整備事業にあつては、新食品・新素材の実用化・商品化において効率的かつ円滑な原材料供給・利用に資する場合は、農業振興地域の農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。

ただし、この場合にあつても、当該施設で処理加工される、又は集荷及び貯蔵される農産物は、農業振興地域の農用地区域又は生産緑地で生産されたものに限るものとする。

6 費用対効果分析

要綱別表第1-1の採択要件欄の4の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設・機械等の導入効果について、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。)により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

7 不正行為等に対する措置

国は、本事業の事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあつては、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

8 環境と調和のとれた農業生産活動の促進

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知。)に基づき、耕種作物に係る機械又は施設について、目標年度までに1回以上、整備した機械又は施設を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検の実施を確認するものとする。

9 農業共済等の積極的活用

国は、本事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施地区及び事業の受益者に対し、「農業災害補償法」(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済(以下「農業共済」という。)への積極的な加入を指導するものとする。

10 園芸用使用済プラスチック等の適正処理

事業実施主体は、園芸用使用済プラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食

流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、園芸用使用済プラスチック等の適正な処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

11 周辺景観との調和

本事業により、共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

第2 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成内容及び提出手続

(1) 事業実施主体は、別記様式1-1号及び2号又は1-2号及び2号により、要綱第4の事業実施計画を作成し、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)に提出するものとする。

また、別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、要綱第4の1の事業の実施計画の承認を得たものとみなすものとする。

(2) 事業実施主体(新需要創造フロンティア育成事業(以下「育成事業」という。))を除く。)は、(1)の提出を行う場合、予め関係する市町村及び都道府県と調整を図ることとする。

(3) 国は、事業実施主体に対し、(2)の調整の結果について、必要に応じ提出を求めることができるものとする。

2 事業計画の承認基準

(1) 新需要創造フロンティア育成事業

生産局長は、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業計画の承認を行うものとする。

ア 取組の内容が本事業の目標に沿っていること。

イ 事業実施計画の内容が、国産農畜産物の競争力の強化に寄与すると認められること。

(2) 成分保証・分別管理システム確立推進事業及び成分保証・分別管理機械・施設整備事業

生産局長は、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業計画の承認を行うものとする。

ア 事業計画の内容が本事業の目標に沿っていること。

イ 事業計画の内容が、国産農畜産物の競争力の強化に寄与すると認められること。

ウ 事業計画が、新需要創造協議会において了承されたものであること。

エ 新需要創造協議会の構成員の役割分担が明らかになっており、かつ、品質保証又は分別管理された高品質の農畜産物を新食品や新素材の原料として供給又は調達するとともに、新食品や新素材として実用化及び商品化を図るための具体的な計画が策定されていること。要綱別表第1-1の事業種類欄の2及び3の事業実施主体の欄の2の(8)又は(9)が整備事業を行う場合にあっては、新需要創造協議会の構成員であ

- る生産者と基本契約（国産原材料の供給に係る書面による契約であって、対象となる農畜産物、供給期間及び供給数量について約するものをいう。）を締結していること。
- オ 整備を予定している機械及び施設等が、成果目標の達成に直結するものであること。
- カ 利用計画に基づく機械及び施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、機械及び施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- キ 機械及び施設等の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であること。
- ク 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、原料供給等の機能を有する施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。
- ケ 機械及び施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- コ 機械及び施設等別の投資費用及び規模が、必要最小限のものと認められること。
- サ 事業実施主体において事業実施主体負担分の資金調達、償還及び維持管理に関する計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。
- シ 事業実施主体が農業協同組合である場合にあっては、事業計画に当該農業協同組合における女性理事の選出枠その他女性の参画に関する数値目標が記載されていること。
- ス 事業実施主体が農業協同組合連合会である場合にあっては、事業計画に当該農業協同組合の会員である農業協同組合における女性理事の選出枠その他女性の参画に関する数値目標が記載されていること。

（３）留意事項

ア 耕作放棄地対策の推進

生産局長は、事業計画の承認に当たり、「農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針及び市町村基本構想の見直し等について」（平成17年9月1日付け17経営第3348号農林水産省経営局長通知）に定めるところにより、市町村の基本構想において定められた遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項及び特定法人貸付事業に関する事項が実施されるよう留意するものとする。

イ 担い手への集約化に向けた取組

生産局長は、事業計画の承認に当たり、支援の担い手への集約を図るための具体的な取決めを行うよう努めること。ただし、要綱別表第1-1の事業種類欄の3の事業内容欄の9については、この限りでない。

3 事業の着手・着工

- （１）事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手又は着工（機械の発注を含む。）するものとする。
- （２）事業実施主体は、要綱別表第1-1の事業内容の欄（以下「事業内容」という。）の3に定める事業に着工するときは、別記様式3号により、速やかに着工届を生産局長に届け出るものとする。

ただし、事業内容の1から3までに定める事業について、地域の実情に応じて事業

の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、1若しくは2に定める事業に交付決定前に着手又は3に定める事業に着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式4号により、又は交付決定前着工届を別記様式5号により、生産局長に届け出るものとする。

(3)(2)のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合については、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手又は着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手又は着工した場合には、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金等交付要綱(平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知)第4の規定による申請書の備考欄に着手、着工年月日及び交付決定前着手届又は着工届の文書番号を記載するものとする。

(4)(2)のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合については、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後又は着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した共同利用機械又は施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体が本事業により整備した機械又は施設の管理運営を直接行い難しい場合には、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)等に定めのある場合を除き、本事業の実施地域に係る団体であつて、生産局長が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。

(3) 指導監督

生産局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体(管理を委託している場合は管理主体)に対し、適正な管理運営を指導するとともに事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、生産局長は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

5 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した機械・施設に、事業名を表示するものとする。

第3 支援措置

本事業の推進に必要な資金については、アグリビジネス投資育成株式会社の出資、株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）及び農業近代化資金の融通並びに農業信用基金協会の債務保証を別に定めるところにより受けることができるものとする。

第4 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第8の1の生産局長等が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を、別記様式6-1又は6-2号により報告に係る年度の翌年度の7月末日までに生産局長に報告するものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

生産局長は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

3 収益納付

(1) 新需要創造フロンティア育成事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、別紙様式10号により、補助事業の成果による年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

(2) 生産局長は、(1)の報告書に基づき、次に掲げる額の金銭について、事業実施主体に納付を命ずるものとする。

ア 補助事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権（育成者権にあっては利用権）の設定により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したとき（発明又は植物新品種にあってはそれらの出願をしたとき）までに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された技術開発費総額で除して得た値を乗じて得た額

イ 補助事業の成果の事業実施主体による企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに、当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額

(3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期間を

延長することができるものとする。

第5 事業の評価

1 事業評価の実施

(1) 事業実施主体は要綱第9の定めにより、別記様式7号に定める事業評価シートにより自ら事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の9月末日までに生産局長に報告するものとする。

なお、新需要創造フロンティア育成事業の事業実施主体にあつては、別記様式11号により作成した成果報告書を、事業実施後の翌年度7月末日までに提出するものとする。

(2) 目標年度が、第1の3の(2)に該当する事業については、事業終了後3年目に中間的な事業評価(以下「中間評価」とする。)を(1)に準じて実施するものとする。

2 事業評価

(1) 点検評価

ア 生産局長は、報告を受けた事業評価、中間評価又は成果報告書(以下「事業評価」という。)の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該事業評価が事業計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業計画等との整合等を確認するものとする。

イ 生産局長は、アの点検の結果、事業計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指示するものとする。

ウ 生産局長は天災等の外的な要因により、事業計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体に指示するものとする。

エ 生産局長から評価方法を変更して評価を行うよう指示を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、その結果をすみやかに生産局長に報告するものとする。

(2) 総合評価

生産局長は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、費用対効果分析、事業計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 生産局長は、成分保証・分別管理機械・施設整備事業について、事業計画に掲げた成果目標が達成されていない場合や、施設等の利用率、作付率又は稼働率のうちいずれかが事業計画で定めた目標に対し70%未満である状況が3年間継続している場合(処理加工施設においては、収支率が事業計画で定めた目標に対し80%未満の状況が3年間継続している場合)等、整備された機械又は施設が適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては、事業実施主体は別記様式8号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を2年間延長

し、再度1の(1)の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 生産局長は、報告を受けた事業評価((1)の工の規定による評価方法を変更して実施した事業評価を含む。以下同じ。)を、目標年度の翌年度の10月末日までに取りまとめるものとする。

3 事業評価検討委員会

(1) 生産局長は本事業の事業評価を適切に実施するため、第三者で構成する事業評価検討委員会を設置し、関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業評価の方法等に反映させるものとする。

(2) 生産局長は事業評価検討委員会に事業評価の報告内容を説明し、委員会の意見を聴取するものとする。

(3) 事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果等について検討を行い、意見を述べるものとする。

(4) 生産局長は、事業評価委員会の意見を踏まえ、事業評価の結果を公表するものとする。

第6 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」(平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知)に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

第7 事業の実施基準

1 新需要創造フロンティア育成事業

(1) 事業の対象

新需要創造フロンティア育成事業にあつては、次に掲げる取組は補助の対象としないものとする。

ア 国又は地方公共団体から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定の取組

イ その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

(2) 成果の普及

ア 事業実施主体は、新聞、図書、雑誌論文、インターネット等で新需要創造フロンティア育成事業の成果を公表するものとする。

イ 事業実施主体は、生産局長が新需要創造フロンティア育成事業による成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならない。

(3) 経費の範囲等

ア 事業実施主体は、新需要創造フロンティア育成事業の一部を他の者に委託して行わせることができるものとする。

イ 新需要創造フロンティア育成事業に係る経費にあつては、次に掲げるものを補助の

対象とする。

区 分	内 容
設備備品費	設備及び物品の購入、開発、改良、据付等に要する経費
消耗品費	各種事務用品、原材料等の購入に要する経費
旅費	資料の収集、調査、打ち合わせ、成果発表等の実施に要する経費
謝金	資料の整理、事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集等の協力者に対する謝礼に要する経費
賃金	資料の整理、事務の補助、資料の収集等の業務のために雇用した者に対する実働に応じた対価
役務費	機械又は器具の保守又は修繕、翻訳、鑑定、設計、分析等に要する経費
委託費	調査の実施及び取りまとめ、データ記帳等定型的業務を他の者に委託するのに要する経費
その他	文献購入費、光熱水料、印刷製本費、会場借料、成果の発表に必要な経費等

2 成分保証・分別管理システム確立推進事業及び成分保証・分別管理機械・施設整備事業の共通事項

- (1) 事業実施主体が既に着手している事業については、補助対象としないものとする。
- (2) 要綱別表第1-1の事業種類欄の2及び3の採択要件欄の1の規定にかかわらず、事業実施主体が第1の4の(2)のアに該当する者であって、次のいずれかの要件を満たす場合にあっては、受益農家を3戸未満とすることができる。なお、この場合にあっては、事業実施主体は、事業計画に別記様式9-1号又は9-2号の事業実施主体要件適合確約書(特定農業法人用又は農業生産法人用)を添付するものとする。
- ア 特定農業法人(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。)であって、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、(ウ)及び(エ)の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

(ア)本事業終了後5年間特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うことが確実であると見込まれること。

(イ)特定農用地利用規程(基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。)の農用地の利用の集積目標及びその達成のための具体的な計画が定められていること。

(ウ)特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のための具体的な計画が定められていること。

(エ)当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のための具体的な計画が定められていること。

イ 事業計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人(農地法(昭和27年法律第2299号)第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。)であって、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、(イ)及び(ウ)の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

(ア)離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

(イ)当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のための具体的な計画が定められていること。

(ウ)当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(3)事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるように努めるものとする。

(4)農事組合法人(「農業協同組合法」(昭和22年法律第132号)第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。)農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に基づく特定農業団体をいう。以下同じ。)及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

(5)補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、機械施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

(6)事業の実施にあつては、各取組における方針、計画等が地域において策定されてお

り、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

- (7) てん菜又はさとうきびを事業対象とする場合にあっては、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号第19条に規定する指定地域をいう。以下同じ。）の区域内であることとする。

3 成分保証・分別管理システム確立推進事業の実施基準

- (1) 成分保証・分別管理システム確立推進事業（以下「推進事業」という。）の要綱別表第1-1の事業種類欄2及び3の採択要件欄の3の生産局長等が別に定める要件及び基準等は、次に掲げるものとする。

ア 販売促進のために実施する広報活動としての、ポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会、交流会等に係る経費は、補助の対象外とする。

イ 事業実施主体は、推進事業の「実証、試験の実施」、「技術の普及」、「啓発活動」にあっては、必要最小限の施設又は機械を借り上げることができるものとする。

- (2) 検討会の開催

推進事業の「検討会の開催」は、都道府県、市町村、農業協同組合、消費者、実需者、流通業者、地域内のリーダー的立場にある農業者等で構成された検討会を実施することができるものとする。

- (3) 調査の実施

推進事業の「調査の実施」は、生産又は経営に関する技術的な指導等に係る調査・分析及び診断、土壌又は水質の調査等を実施することができるものとする。

なお、現地調査を行う場合にあっては、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとし、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、補助の対象外とする。

- (4) 実証、試験の実施

推進事業の「実証、試験の実施」は、新品種や新技術の導入、栽培管理技術、加工法等の実証、試験を実施することができるものとする。なお、実証、試験の実施に係る作業に要する経費、営農技術等の記帳手当、機械・機器の一時借り上げ料金、資材（事業実施地区において一般に生産に適用されている肥料等は除く。）の購入費、機器等の試作経費、ほ場借り上げ料、土壌の診断及び管理記録に要する費用等は、補助の対象に含むことができるものとし、加工品の開発及び改良を行う場合の新製品又は改良製品の包装容器及び包装デザインの開発及び改良に要する経費及び廃棄物処理に要する経費は補助の対象外とする。

- (5) 技術の普及

推進事業の「技術の普及」は、技術的な指導、生産基盤の改善、生産又は経営に関する技術研修、相談窓口の設置等により技術の普及を実施することができるものとする。

- (6) 啓発活動

推進事業の「啓発活動」は、消費者に対する新食品や新素材に係る情報提供活動等により啓発活動を実施できるものとする。

4 成分保証・分別管理機械・施設整備事業の実施基準

成分保証・分別管理機械・施設整備事業の一般基準は以下のとおりとする。

(1) 補助対象

補助対象とする共同利用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知)及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」(昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知)の定めるところによるものとする。

(2) 補助の対象とする共同利用機械・施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、この場合の古材については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

このほか、資材の選定は、「森林・林業基本計画」(平成18年9月8日付け閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切に行うものとする。

(3) 更新(既存共同利用機械・施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入することをいう。)及び共同利用施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象としないものとする。

(4) 共同利用機械・施設的能力及び規模は、原料の供給先である民間企業との契約に基づく栽培面積、飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案するとともに、アンケート調査等により、農業者の共同利用機械・施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切に決定を行うものとする。

(5) 共同利用機械・施設の整備に当たっては、産地の実情を踏まえ、認定農業者(基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)又はこれを目指す農業者の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするように留意するものとする。

(6) 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。

(7) 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。

(8) 温室の整備については、「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」(昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知)によるものとする。

(9) 次に掲げるものは、補助の対象としないものとする。

ア フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。)

- イ パレット
- ウ コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）
- エ 可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであって、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）
- オ 作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）
- カ 育芽箱
- キ 運搬台車
- ケ 可搬式計量器（電子天秤を除く。）
- コ ざ桑機
- サ 自動毛羽巢取機

(10) 個別事項

ア 共同育苗施設

共同育苗施設については、育苗等に必要な以下の施設とする。

- (ア) 床土及び種もみ処理施設
- (イ) 播種プラント
- (ウ) 出芽施設
- (エ) 接ぎ木装置
- (オ) 幼苗活着促進装置
- (カ) 緑化及び硬化温室
- (キ) 稚蚕共同飼育施設
- (ク) 特定蚕品種供給施設
- (ケ)(ア) から(ク) までの附帯施設

イ 乾燥調製施設

乾燥調製施設とは、土地利用型作物、雑豆、落花生及び主要農作物種子、地域特産物等に係る以下の施設とする。

- (ア) 荷受施設
- (イ) 乾燥施設
- (ウ) 調製施設
- (エ) 成分保証施設
- (オ) 分別管理施設
- (カ) 出荷施設
- (キ) 集排じん設備
- (ク) 処理加工施設（精米施設、もみがら処理加工施設を含む。）
- (ケ)(ア) から(ク) までの附帯施設

ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設

穀類乾燥調製貯蔵施設とは、土地利用型作物、雑豆、落花生及び主要農作物種子、地域特産物等に係る以下の施設とする。

なお、その整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）」に留意するものとする。

- (ア) 荷受施設
- (イ) 一時貯留施設
- (ウ) 乾燥施設
- (エ) 調製施設
- (オ) 貯蔵施設
- (カ) 均質化施設
- (キ) 成分保証施設
- (ク) 分別管理施設
- (ケ) 出荷施設
- (コ) 集排じん設備
- (サ) 処理加工施設（もみがら処理加工施設を含む。）
- (シ)(ア) から (サ) までの附帯施設

エ 農産物処理加工施設

農産物処理加工施設については、農産物の成分保証、分別管理、処理加工に必要な以下の施設とする。

- (ア) 成分保証施設
- (イ) 分別管理施設
- (ウ) 加工施設
- (エ) 荷受及び貯蔵施設
- (オ) 乾燥及び選別・調製施設
- (カ) 精選及び貯留施設
- (キ) 搬送施設
- (ク) 計量施設
- (ケ) 出荷及び包装施設
- (コ) 残さ等処理施設
- (サ)(ア) から (コ) までの附帯施設

なお、(エ) から (コ) までの施設については、(ウ) と一体的に整備するものとする。

オ 集出荷貯蔵施設

集出荷貯蔵施設については、農産物（米及び麦を除く。）の集出荷及び貯蔵に必要な以下の施設とする。

- (ア) 集出荷施設
- (イ) 予冷施設
- (ウ) 貯蔵施設
- (エ) 選別及び調製施設
- (オ) 分別管理施設
- (カ) 包装施設
- (キ) 成分保証施設
- (ク) 品質向上物流合理化施設
- (ケ) 穀類広域流通拠点施設

- (コ) 農産物取引斡旋施設
- (サ) 青果物流通拠点施設
- (シ) 残さ等処理施設
- (セ) 通い容器関連施設
- (ソ)(ア) から (セ) までの附帯施設

カ 産地管理施設

(ア) 産地管理施設については、産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な以下の施設とする。

- a 分析診断施設
- b aの附帯施設

(イ)(ア)のaの「分析診断施設」では、土壌診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析(成分含量分析、食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。) 気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。

キ 生産技術高度化施設

生産技術高度化施設については、革新的な新品種や新技術の導入に伴い、農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な以下の施設とする。

- (ア) 技術実証施設
- (イ) 省エネルギーモデル温室
- (ウ) 低コスト耐候性ハウス
- (エ) 高度環境制御栽培施設
- (オ) 高度技術導入施設
- (カ) 栽培管理支援施設
- (キ) 株分施設
- (ク)(ア) から (キ) までの附帯施設

ク 種子種苗生産関連施設

種子種苗生産関連施設については、優良な農作物の種子又は種苗の生産を支援するのに必要な以下の施設とする。

- (ア) 種子種苗生産供給施設
- (イ) 種子種苗処理調製施設
- (ウ) 種子備蓄施設
- (エ)(ア) から (ウ) までの附帯施設

ケ 家畜飼養管理施設

家畜飼養管理施設については、次のものが行えるものとする。

- (ア) 共同利用畜舎(家畜の生産、ほ育苗成を行うためのもの。以下同じ。)
- (イ) 共同利用畜舎と一体的に整備する設備
- (ウ) 共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設

コ 共同利用機械設備

整備事業の共同利用機械整備については、事業実施主体が目標達成のために必要と認められる共同利用機械とする。

サ その他の施設等

アからコまでに定める施設のほか、事業計画に沿った整備事業の実施に必要なものとして生産局長等が認める機械又は施設を整備できるものとする。

別表1 (未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業に係る成果目標一覧)

目 標	内 容	達成すべき成果目標の基準
需要に応じた生産量の確保	需要に応じた新食品・新素材の原料となる農畜産物の生産に関する目標	いずれか1つを選択する。 新需要創造協議会を構成する第1の4のア及びイに掲げる者の間の契約取引(以下契約取引という。)の対象となる品種の作付面積を50%以上増加 契約取引による販売金額を50%以上増加 契約取引による出荷量を50%以上増加

(注)第1の4の(2)のただし書の場合にあっては、「達成すべき成果目標の基準」において、民間企業との契約取引がなくとも差し支えないものとする。